

釜房ダム貯水池に係る
湖沼水質保全計画

平成5年3月

宮 城 県

1 水質の保全に関する方針

釜房ダム貯水池は、仙台市及びその周辺市町の上水道や農工業用水などの水源として水資源の安定的な確保に重要な役割を果たしているとともに、周辺の自然環境と一体となつてすぐれた景観を作り出し、野外レクリエーション等の憩いの場としてかけがえのない財産となっている。

しかしながら、継続して水質環境基準が確保されておらず、また、富栄養化の進行により上水道では異臭味障害等が発生した時期もあった。このため、県は昭和60年3月の湖沼水質保全特別措置法施行を機に、昭和62年8月に指定を申し出、9月に指定を受け、昭和62年度から5カ年を計画期間とする湖沼水質保全計画を策定した。その後、計画に従い総合的な水質保全施策をほぼ予定どおり実施し、ダム貯水池内のばっ気循環を行なうことにより上水道の異臭味障害は解消することができた。一方、化学的酸素要求量は、平成元年まで減少傾向にあったが平成2、3年度に急激に上昇し、第1期計画の水質目標値を大幅に上回る結果となった。

このため、県は、着実な水質改善による水質環境基準の確保を目途としつつ、平成4年度から平成8年度までの5カ年を計画期間とし、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等による均衡ある水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する。平成8年度の水質目標については、化学的酸素要求量2.7mg/L、全りんで0.013mg/Lまで改善することとするが、関係機関及び関係者の緊密な協力のもとに水質変動の原因解明のための調査を推進し、必要に応じて対策のあり方を含め所要の検討を行うものとする。

<水質目標値>

		現 状 (平成3年度)	平成8年度	
			施策を講じない場合	施策を講じた場合
化学的 酸素 要求量	75%値 (mg/L)	3.6	2.9	2.7
	(参考) 年平均値 (mg/L)	3.6	2.7	2.6
全りん	年平均値 (mg/L)	0.014	0.014	0.013

2 水質の保全に資する事業

生活排水対策として、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽、雑排水簡易浄化施設等各種生活排水処理施設の整備を進め生活排水処理の高度化を進める。また、ダム貯水池の浄化対策を継続する。

(1) 下水道の整備

指定地域内における下水道の整備状況は、昭和60年度から釜房環境浄化センターが稼働し、処理後釜房ダム貯水池より下流に放流しており、平成3年度末において指定地域内人口は9.0千人、指定地域内処理人口は4.4千人、指定地域内普及率は49%である。

今後とも、川崎町公共下水道の整備を進め、同時に接続率の向上に努めながら、計画期間内においては、下表のとおり下水道の整備を進める。

<下水道整備計画>

年 度	指定地域内 行政人口	指定地域内 処理人口	指定地域内普及率
現状(平成3年度)	9.0千人	4.4千人	49%
平成8年度	9.1千人	5.3千人	58%

(2) その他の生活排水処理施設の整備

① 合併処理浄化槽の整備

指定地域内における合併処理浄化槽の整備状況は、平成3年度末において、推定処理人口0.3千人である。今後も、合併処理浄化槽の整備を促進するものとし、計画期間内においては、下表のとおりその整備を進める。

<合併処理浄化槽整備計画>

現状(平成3年度)	平成8年度
76(25)基 0.3千人	157(106)基 0.7千人

() 書きは合併処理浄化槽設置整備事業対象(内数)

② 雑排水簡易浄化施設の整備

指定地域内における雑排水簡易浄化施設の整備状況は、平成3年度末において、推定利用人口0.2千人である。今後は、下水道計画区域外で合併処理浄化槽が整備されるまでの間の暫定的な施設として整備を促進するものとし、計画期間内においては、下表のとおりその整備を進める。

<雑排水簡易浄化施設整備計画>

現状（平成3年度）	平成8年度
41基 0.2千人	277基 1.2千人

(3) ダム貯水池の浄化対策

昭和59年度からのパイロット実験により異臭味防止効果を確認した釜房ダム貯水池内のばっ気循環を継続する。

3 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法に基づき、現在、日平均排水量50m³以上の特定事業場に対し、化学的酸素要求量、燐含有量に係る排水規制を実施している。

これら排水基準については、対象事業場への立ち入り検査等の監視を強化し、その遵守の徹底を図る。

② 新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制

化学的酸素要求量、燐含有量について、湖沼特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、適切な汚濁負荷量の規制基準を定め、その遵守の徹底を図る。

③ 指導等

汚濁負荷割合の大きい砕石業等及び規制対象外の事業場に対しては、必要に応じ污水处理施設の改善、適正管理の指導等を行う。

(2) 生活排水対策

① 下水道への接続の推進

下水道の供用区域においては、遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう、地域住民に対する指導の徹底等に努める。

② 浄化槽の適正な設置、管理の確保

浄化槽について、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置の確保と浄化槽法に基づく保守点検・清掃・検査の徹底等による適正な管理の確保を図る。

③ 雑排水簡易浄化施設の適正な維持管理の確保

雑排水簡易浄化施設について、定期的な清掃管理の推進を図る。

④ 各家庭における生活雑排水対策の推進

各家庭に対し、三角コーナー・ろ紙の使用等による調理くず等の流出防止、廃食用油の回収、洗剤の適正使用等につき広報啓発を行う。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷

① 畜舎の管理の適正化

日平均排水量が10m³/日以上³の宿舎について排水規制を実施するほか、指定施設及び準用指定施設である畜舎については、構造及び使用方法に関する規制基準の遵守の徹底を図る。

また、これらの規制の対象外となる畜舎については必要に応じ施設の改善、適正管理等の指導等を行う。

② ふん尿の適正処理の促進

家畜ふん尿については、堆肥舎、強制発酵施設及び尿処理施設の利用を促進するとともに、堆肥の適正施用、余剰堆肥の流域外利用を進め、適正な処理の推進を図る。

(4) 面源負荷対策

① 農業地域対策

営農の実情に即して、側条正施肥機械の導入等による施肥方法の改善、施肥量・施肥時期の適正化、田面水管理の適正化等、環境保全型農業の確立に努める。

② 市街地域対策

市街地等から降雨等に伴い流出する負荷に関しては、実態把握に努めつつ、広報活動を通じて地域住民の協力を得て、小水路、道路側溝、宅地等の清掃を促進する。また、都市公園等の整備管理についても負荷の流出防止に努めるよう指導する。

③ 自然地域対策

森林等自然地域から降雨等に伴い流出する負荷に関しては、実態把握に努めつつ、土壌浸食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するために、森林の適正管理、造林・保育、砂防ダム建設等を促進する。また、ゴルフ場・スキー場等面的施設の新増設や既存施設の管理については、負荷の流出防止に努めるよう指導する。

(5) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

① 指定地域内に存在する森林、農用地等の緑地その他湖辺の自然環境については、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質保全上の機能に着目し、このような自然の有する機能を研究するなどの取組みを図るものとする。

② この計画中の各種汚染源対策等とあいまって、釜房ダム貯水池の水質保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、森林法、都市計画法、河川法、宮城県自然環境保全条例等の関係諸制度の的確な運用を通じて配慮し、指定地域内の緑地の保全、その他湖辺の自然環境の保護に努めるものとする。

4 その他水質保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の水質の監視

釜房ダム貯水池の水質の状況を的確に把握するため、ダム貯水池内3地点及び流入河川の4地点において、水質の監視測定を行う。

(2) 調査研究の推進

釜房ダム貯水池の水質汚濁の究明、山林、農地、市街地等からの流出負荷の実態とその対策、緑地・水域での自然浄化機能の評価等に関して国や県が調査研究を推進する。

(3) 地域住民等の協力の確保等

本計画を的確かつ円滑に推進するため、国、県、市町、事業者、住民等が緊密に協力しながら計画の実施に当たるものとし、事業者、住民等に対しての広報活動を通じて、釜房ダム貯水池の水質状況、本計画の趣旨、内容等の周知を図り、計画の実施に関して必要な協力が得られるよう努める。

このため、地域住民の関係団体で構成する釜房ダム貯水池湖沼水質保全対策推進協議会活動の推進を図る。

(4) 関係地域計画との整合

本計画の実施に当っては、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性を図るとともに、釜房ダム貯水池の水質の保全に関係する宮城県環境管理計画等の諸計画・制度の運用に当っては、本計画の推進に資するよう十分に配慮する。

(5) 事業者・住民等に関する助成

政府系金融機関による融資制度とともに、県及び川崎町の融資・補助制度及び釜房ダム貯水池湖沼水質保全対策基金の活用により、水質保全に資する施設の整備等を促進する。